

## 令和7年度 提言のまとめ

指定管理者制度は、新しい公共の担い手として民間事業者やNPO法人などが公共サービスを行政から肩代わりするだけでなく新たな公共サービスを生み出してきました。しかし、行政からはまだ社会の行政課題に対して強力な解決主体の評価を指定管理者は勝ち得ていないと思います。また、行政も民間事業者やNPO法人の自己実現を志向する主体を支える条件整備の役割に徹しているとは思えない事例が見うけられます。

指定管理者制度のもと民間活力の導入がなされ、行政サービスを越えた公の施設内で事業として充実した公共サービスが民間の指定管理者から提供されていますが、さらに、まちづくりや地域の活性化、地域課題の解決など施設の枠を飛び越えた新たな公共の担い手になることが求められているのではないでしょうか。指定管理者制度はステップアップ、次のステージへの飛躍が求められているのではないでしょうか。

また、指定管理者のノウハウを活かして指定管理者が、自治体からの要請で様々な課題を解決する事業を指定管理者施設の事業とは別途地域に根付く事業者として受託し始めました。当面、自治体は使い勝手の良い事業者として見て活用していると自治体の本来の機能を根こそぎ失うことも考えられます。まちづくりや地域の活性化など将来を見越した協働のパートナーとして信頼関係を構築する絶好の機会とする必要があるのではないかでしょうか。

さらに、物価高騰、人件費の上昇に対して先進自治体はスライド制などシステムとして指定管理料を固定的に捉えるのではなく指定期間内の対応を柔軟にする方向になってきました。「無い袖では振れない」との自治体職員の声も聞かれますが、自治体の財政も苦しい中、指定管理者も利用料金の見直しや自主事業などで少しでも収入を確保しつつ施設の活性化、地域のコミュニティの拠点としての活用を模索する努力が求められています。

1 指定管理者は、施設の枠を飛び越えて自治体との協働によるまちづくりや地域の活性化、地域課題の解決が求められています。また、自治体も行政改革の手法として指定管理者制度を活用するだけでなくまちを創るパートナーとして協働の道を模索する必要があるのではないか。

2 自治体は、指定管理者のノウハウを施設の運営だけでなく自治体が抱える様々な住民要望を実現する「資源」として活用する道を模索してください。行政では入り込めない領域や行政では思いつかない解決の道が開けると思います。

3 物価高騰、人件費の上昇に対して先進自治体はスライド制などシステムとして指定管理料を固定的に捉えるのではなく指定期間内の対応を柔軟にする方向になってきました。自治体の財政も苦しい中、指定管理者も利用料金の見直しや自主事業などで少しでも歳入を確保し施設の活用を模索する必要があるのではないか。